

子ども健全育成生活支援員(会計年度任用職員)募集要項

令和7年(2025年)5月

1 採用予定人員

1名

2 受験資格

(1) 社会福祉士、臨床心理士または公認心理師、精神保健福祉士、教員のいずれかの資格を有し、かつ、子どもの教育や児童福祉に関する業務経験が3年以上ある者(業務経験については、正規職員、嘱託、アルバイトなどの雇用形態は問いませんが、月平均20日以上かつ1日6時間以上の勤務を対象とします。)

(2) パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。(地方公務員法第16条)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者二 吹田市職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
|--|

※受験資格の確認のため、関係機関に問い合わせすることがあります。

3 勤務条件

(1) 勤務内容

ア 本市の生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、生活保護の担当ケースワーカー及び生活困窮者自立支援の相談支援員と連携し、家庭訪問や窓口・電話対応により、家庭においての問題点の把握や相談、指導及び助言等を行い、課題解決に向けた支援を行います。

イ 日常生活、養育及び教育の支援をすることで、ひきこもりや不登校の子ども等問題を抱える子どもの社会性を養い、将来の社会的自立を目指した取り組みを行います。

ウ 上記に関する事務処理業務

(2) 勤務日時

ア 勤務日は、週4日です。(火曜日から金曜日の週4日が勤務日となります)。

イ 勤務時間は、午前9時30分から午後5時30分まで(休憩45分)とします。

※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

ウ 公休日は、月曜日・土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・
12月29日から翌年の1月3日までです。

(3)勤務場所

吹田市役所(吹田市泉町1丁目3番40号)

(4)給与

月額 228,476円(地域報酬を含む。)

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

(5)諸手当等

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等を支給します。

(6)給与支払日

月末に締め切り、翌月15日(1月及び5月は、17日)に支払うものとします。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下、「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日とします。

(7)休暇制度

年次休暇、病気休暇、特別休暇等

(8)加入保険

健康保険 厚生年金 雇用保険等

(9)服務

地方公務員の「分限・懲戒」及び「服務」の規定を適用します。

(10)営利企業への従事等の制限

パートタイム会計年度任用職員のため特段の制限はありませんが、「職務専念義務」、「守秘義務」、「信用失墜行為の禁止」等の観点から、従事状況の報告を求めます。

(11)その他

任用された場合、地方公務員法に基づき関係法令を適用します。

4 採用試験概要

(1)試験日時

令和7年6月2日(月) 午前9時30分から

(2)試験会場

吹田市文化会館メイシアター 3階第1会議室(住所:吹田市泉町2丁目29番1号)

※変更の可能性あり。変更時は受験票送付時に通知します。

(3)試験内容

クレペリン検査、職業適性検査、面接

(4)結果発表

令和7年6月10日頃(予定)に可否にかかわらず本人に文書で通知します。

電話による可否の問い合わせにはお答えできません。

受験資格を満たさないことや、提出書類の記載事項を偽って記入したことが判明した場合は合格を取り消します。

受験者数にかかわらず、試験の成績によっては合格者数が採用予定人数を下回ることがあります。

5 採用時期

令和7年6月16日(月)以降

※状況により変更になる場合があります。

6 任用期間

任用開始日から令和8年3月31日まで

ただし、任用開始日から原則1月間は条件付採用となり、その後正式採用となります。

(実勤務日数が少ない場合は、実勤務日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。)

勤務成績が良好な場合は翌年度以降も引き続き任用することがあります。

7 試験申込み手続き

(1) インターネット申込みの場合

ア 試験申込期間

令和7年5月1日(木)午前9時から令和7年5月21日(水)午後5時30分まで

イ 試験申込方法

吹田市ホームページの「子ども健全育成生活支援員(会計年度任用職員)を募集します」ページ内に試験申込フォームへのリンクを設けます。試験申込フォームには、氏名、住所及び最終学歴等以外に志望理由等の入力が必要です。試験申込フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で手続きしてください。(システム上、入力には一定の時間制限があります。)なお、試験の申込みには、システム上の利用者登録は必要ありません。

また、写真のアップロードが必要です。写真は申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向で本人と確認できるものとします。アップロードできるファイルの形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」です。

ウ 注意事項

(ア) 試験申込フォームから手続きを行った後に、「申込完了通知メール」が吹田市電子申込システムから自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続きに不備がある可能性があるため、吹田市福祉部生活福祉室まで連絡してください。

(イ) 登録に使用するメールアドレスはパソコン、またはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。登録はフリーメールでも可能です。なお、フィーチャーフォンのメールアドレスで申込みをされた場合、「申込完了通知メール」が届かない可能性があります。これにより受験できなかった時の責任は負いません。

(ウ) 申込み完了後、受験票を発送します。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ず持参してください。なお、令和7年5月29日(木)までに受験票が届かない場合は、吹田市福祉部生活福祉室に連絡してください。

(エ) 試験の申込みに使用するパソコン等の通信回線に係るトラブルについての責任

は負いません。

(オ)試験申込期間中は24時間申込可能ですが、システムの保守等を行う必要がある場合、または重大な障害等が発生した場合等は事前の通知を行うことなくシステムの運用を停止する場合があります。このために生じた試験の申込みの遅延等についての責任は負いません。

(カ)試験申込内容に不備がある場合は申込者に内容照会をすることがあります。このために生じた試験の申込みの遅延等についての責任は負いません。

(2) 郵送にて申込む場合

ア 受験者は採用試験申込書を吹田市ホームページの「子ども健全育成生活支援員（会計年度任用職員）を募集します」ページ内から取得してください。

イ 試験申込期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月21日（水）まで
（令和7年5月21日（水）必着）

ウ 試験申込方法

採用試験申込書に必要事項の記入のうえ、写真を貼付し、必ず簡易書留郵便で吹田市福祉部生活福祉室まで郵送してください。その際、封筒の表に「子ども健全育成生活支援員採用試験申込書在中」と朱書きしてください。

エ 注意事項

（ア）採用試験申込書の記載事項に不備のないよう注意してください。

（イ）採用試験申込書の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがあります。このために生じた試験の申込みの遅延等についての責任は負いません。

（ウ）採用試験申込書を受け付けた後、受験票を発送します。試験当日はこの受験票がないと受験できませんので必ず持参してください。なお、令和7年5月29日（木）までに受験票が届かない場合は、吹田市福祉部生活福祉室に連絡してください。

(3) 持参にて申込む場合

ア 受験者は採用試験申込書を吹田市ホームページの「子ども健全育成生活支援員（会計年度任用職員）を募集します」ページ内から取得してください。

イ 試験申込期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月21日（水）まで。土・日曜日及び祝日を除きます。各日の受付時間は午前9時から午後5時30分まで。

ウ 試験申込方法

採用試験申込書に必要事項の記入のうえ、写真を貼付し、吹田市役所福祉部生活福祉室（低層棟3階321番窓口）まで持参してください。

エ 注意事項

（ア）採用試験申込書の記載事項に不備のないよう注意してください。

（イ）採用試験申込書の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがあります。このために生じた試験の申込みの遅延等についての責任は負いません。

（ウ）採用試験申込書を受け付けた後、受験票を発送します。試験当日はこの受験票が

ないと受験できませんので、必ず持参してください。

8 提出書類

(1)採用試験申込書

インターネット申込みの場合は入力フォームで入力ください。

郵送及び持参申込みの場合は、ダウンロードし印刷した用紙に、記入してください。生活福祉室窓口で令和7年5月1日(木)午前9時から令和7年5月21日(水)までの開庁時間に用紙を受け取ることもできます。

※昼間に確実に連絡できる連絡先(携帯電話番号等)を記入してください。

(2)3か月以内に撮影した鮮明な写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm、上半身、正面向き、脱帽)。

インターネット申込みの場合は、上記の7(1)イを参照してください。

郵送及び持参申込みの場合は、(1)の申込書の写真貼付欄に貼付します。貼付前に写真裏面に氏名と生年月日を記入しておいてください。

(3)社会福祉士、臨床心理士または公認心理師、精神保健福祉士、教員の資格を証する書面

ア 社会福祉士・精神保健福祉士

登録証(写)

イ 臨床心理士または公認心理師

資格認定証又は資格登録証明書(写)

ウ 教員

教員免許状又は教員免許状授与証明書(写)

上記の資格を証する書面について、インターネット申込みの場合は、PDF等で添付、郵送申込みの場合は写しを提出してください。合格後に原本を確認させていただきます。

持参申込みの場合は、原本を持参してください。

9 その他

採用試験に関する提出書類は、原則返却しないものとします。

受験に際して取得した個人情報、個人情報保護法に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。

◎この採用試験に関する問い合わせ先

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 福祉部生活福祉室

電話 06-6384-1335

※試験の内容に関する問い合わせには、一切お応えできません。